

令和 年 月 日

保護者様

年 組 番 氏名 さん

名取市立第一中学校
校長 熊谷 みち

出席停止のお知らせ

お子さんはこの度、インフルエンザまたはその疑いと診断されましたので、学校保健安全法に基づき、出席停止とします。この措置は、お子さんに十分休養を与え早く病気を治すためと、感染拡大を防ぐためのものです。なお、療養期間中は欠席扱いにはなりません。保護者の方が「登校願い」を記入の上、学級担任に提出してください。

切り取らずに提出してください。

登 校 願 い

学 校 長 様

インフルエンザまたはその疑いと診断されましたが、治癒しましたので
令和 年 月 日からの登校を許可願います。

診断名 (○で囲んでください。 その他には病名を記入 してください。)	① インフルエンザA ② インフルエンザB ③ インフルエンザの疑い ④ その他 ()
診断月日 (疑いを含む)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	

年 組 番

児童生徒氏名

保護者氏名

印

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成 24 年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は、**「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」**となりました。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 2 日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例 4、例 5 参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

受診していない場合や、「登校願い」が提出されない場合は、出席停止扱いになりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

インフルエンザ出席停止早見表

		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 2	発症後 2 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 3	発症後 3 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 4	発症後 4 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例 5	発症後 5 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。